

上尾市電力の調達に係る環境配慮方針

令和 5 年 2 月 1 0 日
市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この方針は、上尾市（以下「市」という。）が行う電力の調達契約の競争入札等の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う電力調達契約の競争入札等に係る参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、市で定める「環境評価項目」を基準として評価した上で実施する電力の調達をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この方針は、市が競争入札等により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第 4 条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

需要家に対する省エネルギーに係る情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組及び地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

(入札参加資格の要件)

第 5 条 前条に定める環境評価項目について、別に定める「上尾市環境に配慮した電力の調達契約に係る評価基準」（以下「評価基準」という。）により、算定した配点の合計が 70 点以上の電気事業者が市が行う電力調達契約の競争入札等に係る参加資格を有するものとする。

(評価基準の設定)

第 6 条 前条における評価基準及び配点は、毎年度見直しを検討する。

(評価)

第 7 条 市が行う環境に配慮した電力調達契約の競争入札等に参加を希望する電気事業者は、第 4 条に定める環境評価項目について、別に定める評価基準により算定した点数等を「上尾市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価項目報告書」（第 1 号様式）（以下「評価項目報告書」という。）に記載し、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、電気事業者から提出された評価項目報告書の内容から評価を判定し、その評価結果を、「上尾市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について」（第2号様式）により電気事業者へ通知するものとする。

（事務処理）

第8条 本方針に係る事務処理等は、環境経済部環境政策課ゼロカーボン推進室において行う。

（その他）

第9条 競争入札等により電力を調達する際、特段の事由があれば、本方針を適用せずに電力を調達できるものとする。

第10条 この方針により定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この方針は、令和5年2月10日から施行する。

附 則 この方針は、令和7年9月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

上尾市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価項目報告書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

（担当者・連絡先）

下記の内容に相違ないことを報告します。

1 基本項目

No.	環境評価項目	数値	点数
①	直近年度の1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）	kg-CO ₂ /kWh	
②	直近年度の未利用エネルギー活用状況	%	
③	直近年度の再生可能エネルギー導入状況	%	

2 加点項目

No.	環境評価項目	状況	点数
④	需要家に対する省エネルギーに係る情報提供、簡易的ディマンド・レスポンスの取組及び地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	有・無	

3 合計点数

項目	点数
①～④の合計点数	

※1 「数値」及び「点数」には、別に定める「上尾市環境に配慮した電力の調達契約に係る評価基準」により算出した値を記載すること。

※2 各項目の条件を満たすことを示す根拠書類を添付すること。

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

上尾市長 印

上尾市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について

年 月 日付けで報告のあった上尾市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価
項目報告書を評価した結果について、下記のとおり通知します。

記

評価結果

備えている。

上尾市電力の調達に係る環境配慮方針第5条の入札参加資格の要件を

備えていない